

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
 各道府県警察(方面)本部長
 (参考送付先)
 警察大学校交通教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第144号、丁交指発第2号
 丁規発第56号、丁運発第84号
 平成29年6月1日
 警察庁交通局交通企画課長
 警察庁交通局交通指導課長
 警察庁交通局交通規制課長
 警察庁交通局運転免許課長

遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る措置等について(通達)

自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用した当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術(以下「遠隔型自動運転システム」という。)を用いて公道において自動車を走行させる実証実験(以下「遠隔型自動運転システムの公道実証実験」という。)に係る取扱いについては、「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」の策定について(通達)(平成29年6月1日付け警察庁丙交企発第92号ほか)のとおりであるが、同実験に関して講ずるべき道路使用許可に係る措置及び「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」(以下「取扱基準」という。)に係る留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 講ずるべき道路使用許可に係る措置

遠隔型自動運転システムの公道実証実験について、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則により定める許可対象行為に加える措置を講ずること。

その際、「移動に用いる用具等の実証実験をすること」、「人の移動の用に供するロボットの実証実験をすること」等の既存の規定では、遠隔型自動運転システムの公道実証実験を道路使用許可の対象行為と解することはできず、又は解することができないとの疑義が生じることから、特段の理由がない限り、可及的速やかに都道府県公安委員会規則を改正すること。

2 取扱基準に係る留意事項

(1) 遠隔監視・操作者の位置付けについて

取扱基準に示しているとおり、遠隔型自動運転システムは、自動車から遠隔に運転者が存在するものであり、当該運転者は、道路交通法上の運転者に課された義務を負う者である遠隔監視・操作者となる。したがって、公道実証実験中に交通事故又は交通違反が発生した場合には、遠隔監視・操作者を通常の自動車の運転者と同様に扱って、適切な交通事故事件捜査等を行うこと。

(2) 道路使用許可を行う警察署長について

道路交通法第77条第1項において、道路使用許可については、要許可行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないこととされているところ、遠隔型自動運転システムの公道実証実験については、遠隔監視・操作者が所在して遠隔監視・操作を行おうとする場所ではなく、実験車両が走行しようとする場所を管轄する警察署長が許可を行うこと。

なお、実験車両が走行しようとする場所が2以上の公安委員会の管轄にわたるときは、それぞれの公安委員会の管理に属する警察署長の許可を受けなければならないが、この場合には、申請を受理した警察署長は、許可に当たり、都道府県警察の本部を通じ、関係する都道府県警察の警察署長と、許可に付する条件等について調整を図ること。

(3) 走行審査のための道路使用許可について

走行審査は遠隔型自動運転システムの公道実証実験の一部であることから、走行審査のための道路使用許可については、上記1の措置により改正される公安委員会規則の規定に基づき、許可対象行為として許可申請がなされることとなる。

(4) 許可に係る審査について

許可に係る審査を行うに当たって、疑義が生じた場合には、国土交通省、自動車メーカー等、専門的知見を有する者等の協力を求めるべき場合もあり得ることから、速やかに警察庁に相談すること。

(5) 取扱基準の対象となる実験について

取扱基準により道路使用許可の対象とする行為は、遠隔型自動運転システムの公道実証実験のみであり、運転者が運転者席に乗車して運転者としての義務を果たしつつ行う公道実証実験を含め、その他の形態の自動運転に関する公道における実証実験は対象とはならない。運転者が運転者席に乗車し、運転者としての義務を果たしつつ行う公道実証実験又は遠隔型自動運転システムの公道実証実験のいずれにも当たらない形態の自動運転車両の公道実証実験の実施について事業者等から相談を受けた場合には、速やかに警察庁に連絡すること。